

令和7年度第8回三春町農業委員会議事録

- 1 令和7年10月14日（火）午後3時20分より三春町役場2階大会議室において令和7年度第8回三春町農業委員会を開催した。
- 2 出席委員 13名

1番 大津早苗	2番 佐藤一八	3番 増子義男
4番 橋本文夫	5番 八木沼孫一	6番 武内徹
7番 新田俊男	8番 門馬稔治	9番 大内昌子
10番 佐久間稔	11番 渡辺良一	12番 渡邊重吉
13番 影山忠夫		
- 3 欠席委員
なし
- 4 事務局からの出席者 2名
事務局次長：近内信二
事務局主査：本田侑
- 5 審議案件

議案第34号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第35号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第36号	三春町農用地利用集積計画について
- 6 事務局より、農業委員会に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第3項の規定により過半数が出席したので会議は成立したことを告げた。
- 7 議長指名により議事録署名人を選任した。

1番 大津早苗 委員	2番 佐藤一八 委員
------------	------------

9 議事

- 事務局長： それでは、議事に入ります。
- 会長の議長でよろしくお願ひいたします。
- 議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について**
- 議 長： 「議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。
- はじめにNo. 1について、事務局の説明を求めます。
- 事務局： この案件は、農地法第3条第1項規定に基づく許可申請により、農地の所有権を移転しようとするものです。
場所は、平沢工業団地から東へ300mのところです。
- 事務局： (議案説明)
- 議 長： 現地調査をした1番大津委員から現地調査の結果を報告してください。
- 委 員： 1番 大津早苗 委員、現地調査報告
- 委 員： 10月2日午前9時10分から、事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。
申請地は、草刈が行われており保全管理されている状態でした。今後は適正に耕作し管理することから、許可することに異議はないものと認められます。
以上、現地調査の報告といたします。
- 議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。
- 一 同： 質問、意見等なし
- 議 長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。
この申請について、許可することにご異議ありませんか。
- 全 員： 異議なし。
- 議 長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。
- 議 長： 続いて、No. 2について、事務局の説明を求めます。
- 事務局： この案件は、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請により、農地の所有権を移転しようとするものです。
場所は、平沢工業団地から北へ100mのところです。
- 事務局： (議案説明)
- 議 長： 現地調査をした1番大津委員から現地調査の結果を報告してください。

- 委 員： 1番 大津早苗 委員、現地調査報告
- 事務局： 10月2日午前9時20分から、事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。
申請地は、No. 1と同じく草刈が行われており保全管理されている状態でした。今後は適正に耕作し管理するとしていることから、許可することに異議はないものと認められます。
以上、現地調査の報告といたします。
- 議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。
- 一 同： 質問、意見等なし
- 議 長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。
この申請について、許可することにご異議ありませんか。
- 全 員： 異議なし。
- 議 長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。
- 議 長： 続いて、No. 3について、事務局の説明を求めます。
- 事務局： この案件は、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請により、農地の所有権を移転しようとするものです。
場所は、下舞木集会所から東へ150mのところです。
- 事務局： (議案説明)
- 議 長： 現地調査をした3番増子委員から現地調査の結果を報告してください。
- 委 員： 3番 増子義男 委員、現地調査報告
- 事務局： 10月1日午後2時から、事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。
申請地は、作付等が行われており、適正に管理されていることから、許可することに異議はないものと認められます。
以上、現地調査の報告といたします。
- 議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。
- 一 同： 質問、意見等なし
- 議 長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。
この申請について、許可することにご異議ありませんか。
- 全 員： 異議なし。
- 議 長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。

- 議長： 続いて、No. 4について、事務局の説明を求めます。
- 事務局： この案件は、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請により、農地の所有権を移転しようとするものです。
- 場所は、三春インターブルーベリー園から東へ150mのところです。
- 事務局： (議案説明)
- 議長： 現地調査をした8番門馬委員から現地調査の結果を報告してください。
- 委員： 8番 門馬稔治 委員、現地調査報告
- 事務局： 10月1日午後3時30分から、事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。
- 申請地は、作付がされている様子は無いものの、今後は適正に耕作等を行い、管理することから、許可することに異議はないものと認められます。
- 以上、現地調査の報告といたします。
- 議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。
- 一同： 質問、意見等なし
- 議長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。
- この申請について、許可することにご異議ありませんか。
- 全員： 異議なし。
- 議長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。

議案第35号

農地法第5条の規定による許可申請について

- 議長： 「議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。
- はじめにNo. 1について、事務局の説明を求めます。
- 事務局： この案件は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請で、農地を宅地に転用しようとするものです。
- 場所は橋本農機商会から東南へ250mのところです。
- 事務局： (議案説明)
- 議長： 現地調査をした4番橋本委員から現地調査の結果を報告してください。
- 委員： 4番 橋本文夫 委員、現地調査報告

委 員： 10月1日午前10時20分から、事務局と現地調査を行い、申請書を確認しました。

申請地については、東側を用水路、西側を公衆用道路、北側を宅地、南側を雑種地に囲まれています。

周囲に農地は無く、他農地へ及ぼす影響はないものと見受けられますので、この転用は止むを得ないものと思われます。

以上、現地調査の報告といたします。

議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一 同： 質問、意見等なし

議 長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。
この申請について、許可相当とすることにご異議ありませんか。

全 員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可相当とすることに決定いたします。

議 長： 続いて、No.2とNo.3について、関連がありますので、これらについて事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請で、農地を宅地に転用しようとするものです。
場所は丸俊工務店から西へ300mのところです。

事務局： (議案説明)

議 長： 現地調査をした1番大津委員から現地調査の結果を報告してください。

委 員： 1番 大津早苗 委員、現地調査報告

委 員： 10月2日午前9時30分から、事務局と現地調査を行い、申請書を確認しました。

申請地については、東西、北側を畠、南側を公衆用道路に囲まれています。

周りの農地は保全管理されている状態であり、特に影響はないものと見受けられますので、この転用は止むを得ないものと思われます。

以上、現地調査の報告といたします。

議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一 同： 質問、意見等なし

議 長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。
この申請について、許可相当とすることにご異議ありませんか。

- 全 員： 異議なし。
- 議 長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可相当とすることに決定いたします。

議案第36号 三春町農用地利用集積計画について

- 議 長： 「議案第36号 三春町農用地利用集積計画について」を議題とします。

それでは事務局の説明を求めます。

- 事務局： この案件は、町長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき諮問があったので、審議するものです。

- 事務局： (議案朗読)

- 議 長： ただいまの、事務局からの説明について質問・意見はございませんか。

- 一 同： 質問、意見等なし。

- 議 長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。
この申請について、異議なしとすることに異議ありませんか。

- 全 員： 異議なし。

- 議 長： 異議がないようですので、この案件を、異議なしとすることに決定いたします。

- 議 長： 本日の審議案件は以上でありますので、第8回三春町農業委員会の議事を終了いたします。

10 令和7年度第8回三春町農業委員会を午後3時55分に閉会した。

本議事録を作成し、ここに相違ないことを認め署名する。

議 長 影山忠夫

1番委員 大津早苗

2番委員 佐藤一八